

1. 給食費助成のお知らせ

※特別支援学校（幼稚部・小学部・中学部）に在籍するお子さまのご家庭を対象に、在籍期間中の給食費を助成いたします。助成金のお支払いには申請手続きが必要になります。以下の内容をよくご確認の上、お手続きをお願いいたします。

※国立、公立、私立の特別支援学校に在籍するお子さまがいるご家庭が対象となります。在籍が都立の場合給食費が無償化となっているため本制度の対象外となります。

2. 対象となる方

以下の条件（１）～（４）全てに該当する方が対象となります。

- （１）令和７年度中にお子さまが特別支援学校（幼稚部・小学部・中学部）に在籍している期間がある
- （２）保護者が、特別支援学校在籍期間中に台東区に居住している期間がある
- （３）特別支援学校在籍期間中にお子さまが給食を食べている
- （４）国・東京都が実施する令和７年度就学奨励事業の認定（支弁区分Ⅰ）を受けていない

※所得制限はありません。

※他の支援事業（生活保護、子ども医療証による助成等）により給食費支援を受けている方は、既に支援を受けている金額との差額を支給いたします。

※保護者が申請期間終了までに区外へ転出された場合、転出日までの給食費が補助対象となります。

※お子さまが特別支援学校の在籍から外れた場合、在籍期間までの給食費が補助対象となります。

3. 申請手続き

◆申請方法 電子申請：本紙に記載の二次元バーコードより、電子申請してください。

※ 電子申請が難しい場合、下記に記載の担当までご連絡ください。

<電子申請フォーム>

◆受付期間 令和７年１２月２２日（月） ～ 令和８年１月３０日（金）

◆提出書類 画像データを提出してください。



【申請者全員が提出するもの】

- （１）申請者の本人確認書類（※マイナンバーカードの表面、運転免許証、パスポート等）
※通知カード不可。提出する際は表面（顔写真のある面）のみコピーしてください。
- （２）振込先の預金口座が確認できる書類（通帳またはキャッシュカード）

【該当者のみが提出するもの】

- （３）就学奨励費を申請されている場合
・就学奨励事業における支弁区分が確認できる書類（就学奨励費支弁区分決定通知書）
- （４）その他支援事業において、給食費の助成を受けている場合
・給食費についての支給内容（補助事業名、補助金額、振込日）がわかる書類

裏面があります。

4. 支給について

◆支給までの流れ

- ①. 申請受付（12月～1月）
- ②. 就学奨励事業の支弁区分、年間の対象金額、支給額等調査実施（2月）
- ③. 支給額通知書の送付（3月中旬）
- ④. 支給（3月下旬）

◆支給額 令和7年度中に特別支援学校に在籍した期間の給食費相当額
（年度中に区外転出をした方は、台東区在住期間に応じ、金額が変更になります。）

◆支給方法 口座振込

※支払金額の確認のため、在籍する特別支援学校へ給食費に関する調査をさせていただきます。

※他事業での支援を受けている方は、既に支援を受けている金額との差額の支給となります。

5. 注意事項

- ・ 該当のお子さまが2人以上いる場合は、それぞれ申請書を提出する必要があります。
- ・ 申請時に台東区に住民登録がある保護者でも、特別支援学校在籍期間中に住民登録がない場合、支給対象外となります。
- ・ 給食費助成金の支給後に他の区市町村へ転出された場合は、必要に応じて転出先の教育委員会へ支給を行った旨を情報提供いたします。

6. 問い合わせ先

〒110-8615 台東区東上野4-5-6 台東区役所6F②番窓口

台東区教育委員会 学務課学事係 （5246）1422（直通）